

平成17年7月11日
法 務 省

犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る児童虐待・性暴力・
DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望について
損害回復・経済的支援への取組（基本法第12,13,16,17条関係）～

【基本法第12条関係（損害賠償の請求についての援助等）】

公費による弁護士選任

未成年の「家庭内被害者」のためのアドボケーター制度を導入してほしい／精神的虐待は、苦しくても「何が被害なのか」を警察を含む第三者に説明しにくいというジレンマがあり、説明の援助者を求めている。ストーカーの本質は何なのか、加害者はなぜこんなことをするのかというところを理解した人が被害者のそばにいて、そうした、弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添って様々な出来事を共有してくれるという安心感を得られるような支援のシステムが必要との要望について

要望に係るアドボケーター制度が、現在犯罪被害者支援団体で行われている、被害者と一緒に、あるいは被害者に代わって事情を説明することや、事務手続の手伝いをする者（アドボケーター）による支援を意味するのであれば、平成18年秋に業務を開始する日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援団体等と連携し、アドボケーターによる支援に関する情報を提供できるようになる予定である。

なお、要望の趣旨が、民間における活動とは別に、未成年の家庭内被害者に関する公的なアドボケーター制度を導入すべきとの御意見であるとすれば、アドボケーターとなり得る人材の養成や資格の認定などの点を含め、多岐にわたる点について検討することが必要となることから、「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会」において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討が行われるべきである。

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

虐待した親への経済的請求（養育費、進学費用等）を認めてほしいとの要望について

民法上、親は、虐待や親権の有無に関係なく、子の養育費や進学費用等を負担する義務を負っているため、子は、当該義務を果たさない親に対して、養育費等を請求することができ（民法第877条第1項）、また、親が離婚している場合には、子を監護する親は、他方の親に対して子の養育費等を請求することができる（同第766条第1項）。

このように、子の虐待した親に対する養育費や進学費用等の経済的請求は民法上すでに認められている。

損害賠償請求（親への慰謝料請求や生活扶助）のための子供の代理人を認めてほしいとの要望について

虐待をした親に対する損害賠償請求については、親が婚姻している場合には、他方の親が家庭裁判所に特別代理人の選任を請求し（民法第826条第1項）、当該親と選任された特別代理人とが共同して子の法定代理人の立場で請求することができる（第824条）。また、親が離婚している場合には、子の親権者たる親が子の法定代理人の立場で虐待をした親に対して請求することができる。さらに、親権者である親が子を虐待した場合には、家庭裁判所が、当該親につき親権喪失の宣告（第834条）をした上で、子の親族等の請求に基づいて、未成年後見人を選任し（第840条）、当該後見人が子の法定代理人の立場で慰謝料や生活扶助を請求することができる（第859条第1項）。

このように、損害賠償請求のための子供の代理人については、民法上すでに手当てがされている。

なお、要望の趣旨が、法定代理人の有無にかかわらず、子供に、直接、訴訟代理人（弁護士）を付す制度の創設を求めているとすると、子（未成年者）は、民法上、行為能力が制限されており（民法第4条）、民事訴訟法上も法定代理人（親権者又は未成年後見人）によらなければ訴訟行為をすることができないものとされている（民事訴訟法第31条本文）ので、このような制度の創設は、子の利益の保護に欠けるものと考えられ、また、現実にも、幼少の子と弁護士である訴訟代理人のみで訴訟活動について適切な判断をすることは困難であると思われる。

検察官が親権喪失、扶助請求など家事や民事について子供の代理人になれるようにしてほしいとの要望について

人事関係の裁判においては、公益的観点から、一定の場合に検察官が当事者となることが認められている（民法第744条第1項、第817条の10第1項、第834条、第835条、人事訴訟法第12条第3項等参照）。

しかしながら、扶助請求などの家事事件や民事事件など私人間の紛争について、検察官が一私人のために訴訟代理人になることを認めると、家庭内の問題

に必要以上に国家権力が介入するという大きな問題が生じることとなり，実現は困難であると考える。

なお，親権喪失については，父又は母が，親権を濫用し，又は著しく不行跡であるときは，家庭裁判所は，子の親族又は検察官の請求によって，その親権の喪失を宣告することができる（民法第834条）とされている。

交通事故の慰謝料算定基準や後遺障害認定基準のようなものを，その余の犯罪被害者等の損害認定のために作ってほしいとの要望について

交通事故における慰謝料算定基準や後遺障害認定基準については，例えば，「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準」（東京三弁護士会交通事故処理委員会編）等が存在しているが，これは，交通事故に起因する民事紛争が非常に多発していること，交通事故訴訟における損害賠償算定はある程度類型化になじむものであることなどの理由から，判例調査や裁判官との協議，研究会などの成果をもとに，民間から発表されているものである。裁判官は，慰謝料等の算定に当たって，これに拘束されるものでないことは当然であるが，こういった基準等も参考にしながら，自由な心証により損害額を認定しているものと承知している（自由心証主義，民事訴訟法247条）。

交通事故以外の犯罪被害においても，例えば，死亡による逸失利益の額の算定や，交通事故に典型的に現れる後遺障害の認定基準は，犯罪の行為態様にかかわらず算定しうるものであることから，現在でも，こういった基準を参照することは可能である。

仮に要望の趣旨が，法規範性を有し，裁判官がこれに拘束される算定基準や認定基準を作成してもらいたいとするものである場合には，個別の事案に即した損害の認定を困難にするため，相当でないと考えられる。また，犯罪被害一般を対象とする算定基準等の作成は，犯罪の動機，犯行に至る経緯，犯行の態様等の具体的事情が事案ごとに様々であることから，これを類型化した基準を作成することは極めて困難である。

【基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）】

医療費等の補償制度の創設

支給が子供に直接なされるようにしてほしい，親権が剥奪されなくても，子供への支給が可能な制度にしてほしい，親権喪失しなくても，施設長の親権代行権として，金銭の管理ができるようにしてほしいとの要望について

犯罪被害者等である子供に対する給付金の支給の方法については，当該制度の根拠法律によって解決すべき問題である。

なお、民法上、親が親権を濫用等した場合、その親族や検察官は、家庭裁判所に親権喪失宣告を求めることができる(民法第834条)し、親権を有する親が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたときは、子の親族や検察官は、家庭裁判所に対し、その親権の一部である財産管理権のみの喪失宣告を請求することができる(同第835条)。子が児童福祉施設に入っている場合には、児童相談所長も、家庭裁判所に親権喪失宣告を求めることができる(児童福祉法第33条の6)。

したがって、これらの制度を活用することによっても、親の受領権限を喪失させることは可能である。